

令和 2 年

第 5 回

月形町農業委員会総会

議事録

令和 2 年 5 月 26 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	令 和 2 年 5 月 2 0 日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 委 員 会 室					
開 閉 日 時	開 会	令 和 2 年 5 月 2 6 日	午 後 1 時 3 0 分	議 長	渡 辺 祥 紀	
	閉 会	令 和 2 年 5 月 2 6 日	午 後 2 時 0 2 分	議 長	渡 辺 祥 紀	
応 (不 応) 招 集 委 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 ○ …… 出 席 × …… 欠 席 公 …… 公 務 欠 席	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1	黒 宮 勝 美	○	7	服 部 栄	○
	2	青 柳 和 弘	○	8	内 藤 康 志	○
	3	山 崎 敏 美	○	9	渡 辺 早 智 子	○
	4	多 田 正 光	○	1 0	小 野 栄 治	○
	5	中 嶋 雅 義	○	1 1	渡 辺 祥 紀	○
	6	西 川 優	○			
出 席 した 職 員	事 務 局 長	福 田 孝 幸	総 務 係 長	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り					
会 議 に 附 した 議 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り					
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り					

令和 2 年 第 5 回 月 形 町 農 業 委 員 会 総 会

令和 2 年 5 月 2 6 日

午後 1 時 3 0 分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の指名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報 告 第 2 8 号	農用地のあっせん申し出について（売渡し 1 件）	P 1
5	報 告 第 2 9 号	農業経営改善計画の認定について（5 件）	P 2
6	報 告 第 3 0 号	あっせん委員会報告について	P 3
7	議 案 第 1 9 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）	P 4
8	議 案 第 2 0 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定 1 件）	P 5
9	議 案 第 2 1 号	農業委員会事務の点検・評価及び活動計画について	P 6

事務局長 福田 孝幸

定刻となりましたので、令和2年第5回月形町農業委員会総会を開会いたします。なお、月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、渡辺会長に議事の進行をお願いします。

議長 渡辺 祥紀

(会長あいさつを行う。)

ただ今の出席委員数は11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から令和2年第5回月形町農業委員会総会を開会いたします。(午後1時30分)

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、会議規則第9条の規定により議長において、9番 渡辺委員、10番 小野委員の両名を指名いたします。

日程2番、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、各種会議での時間の短縮が求められております。本総会においても、感染防止のため会議時間の短縮にご協力願います。議案については事前配布を行っておりますので、説明についても簡略していきますので、ご理解願います。

日程3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。

以上で会務報告を終わります。

続きまして、日程4番、報告第28号、農用地のあっせん申し出について、売り渡し1件を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局長 福田 孝幸

議案書1ページをお開き願います。ただ今、上程されました報告第28号、農用地のあっせん申し出について、売渡し1件について、ご説明申し上げます。

農用地のあっせん申し出について 売渡し1件

月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡しの申し出があったので、報告します。本日の提出でございます。

番号1 申出人 札幌市□□□□ ○○○○さん。土地の所在地、現況地目、面積は議案書に記載のとおりです。

<p>事務局長 福 田 孝 幸</p>	<p>説明資料の2ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声あり) 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。報告第28号は承認されました。続きまして、日程5番、報告第29号、農業経営改善計画の認定について5件を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福 田 孝 幸</p>	<p>議案書2ページをお開き願います。ただ今、上程されました報告第29号、農業経営改善計画の認定について、5件について、ご説明申し上げます。 農業経営改善計画の認定について、5件 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定されたので報告します。 本日の提出でございます。 1 認定農業者、農事組合、□□□□ ○○○○さん他4件です。内訳といたしましては、再認定5件です。 2 通知文につきましては、説明資料3ページに通知書の写しを添付しておりますので、ご参照願います。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声あり) 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。報告第29号は承認されました。続きまして、日程6番、報告第30号、あっせん委員会報告について を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福 田 孝 幸</p>	<p>議案書3ページをご覧ください。ただ今、上程されました報告第30号 あっせん委員会報告について、ご説明申し上げます。 あっせん委員会報告について あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、令和2年5月19日あっせん結果の通知がありましたので報告します。 本日の提出でございます。</p>

<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>あつせん結果</p> <p>番号1、申出人 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出内容は再貸付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□ 他1筆、合計21, 316㎡。協議結果は成立。相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。報告第30は承認されました。</p> <p>続きまして、日程7番、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 福田 孝 幸</p>	<p>議案書4ページをお開き願います。ただ今、上程されました議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、1件について、ご説明申し上げます。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請について 1件</p> <p>農地法第4条の規定による農地転用について、下記の者から申請がありましたので、許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出でございます。</p> <p>番号1、申請人 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。事業計画地は樺戸郡月形町□□□□、現況地目、畑、面積2, 600㎡の1筆です。</p> <p>申請理由は農業用倉庫兼作業場の建設です。期間又は年数は、許可の日から永久。転用計画の内容は議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>説明資料4ページに現地確認表、5ページに所在図、6ページに転用土地利用計画図、7ページに平面図、8ページから13ページにかけて審査表を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>本申請地は農業振興地域整備計画における農用地域内にある農地ですが、現在の農舎及び資材置き場が手狭になったため、農業用倉庫兼作業場を建設するものです。</p> <p>なお、申請地は月形町農業振興地域整備計画の対象地域となっておりますが、令和2年5月1日に農業用施設用地への用途区分の変更が決定していますので、この旨報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>それでは、補足説明を服部委員お願いいたします。</p>

委員 服部 栄	<p>5月12日に黒宮会長職務代理、私、事務局2名で申請地の現地確認を行いました。周辺には非農地や第3種農地などの代替になる用地は存在しませんでした。また、今回の転用が周辺農地の営農条件や申請者自身の農家経営、耕作等に支障をきたさないと思われるため、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 渡辺 祥紀	<p>ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>質疑ございませんので、議案第19号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、日程8番 議案第20号農用地利用集積計画の決定について、利用権設定1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局長 福田 孝幸	<p>議案書5ページをお開き願います。ただ今、上程されました議案第20号 農用地利用集積計画の決定について、利用権設定1件について、ご説明申し上げます。</p> <p>農用地利用集積計画の決定について、利用権設定1件 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出でございます。</p> <p>番号1、権利区分、賃借権。貸主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は離農による再貸付です。借主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模拡大による再借受です。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地は樺戸郡月形町□□□□、他1筆 合計2筆 21,316㎡です。賃借料総額他の内容は議案書に記載のとおりです。説明資料14ページに所在図を添付していますので、ご参照願います。</p> <p>本件の農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長 渡辺 祥紀

ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑ございませんので、議案第20号について原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、日程9番、議案第21号、農業委員会事務の点検・評価及び活動計画についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 福田 孝幸

議案書6ページをお開き願います。ただ今、上程されました議案第21号 農業委員会事務の点検・評価及び活動計画について、ご説明申し上げます。

農業委員会事務の点検・評価及び活動計画について

農業委員会が行う法令事務、促進等事務については、「農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け、農林水産省経営局長通知)」において、毎年度点検・評価のうえ、活動計画を作成し公表することとされていますので審議願います。

本日の提出でございます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的に実施されており、毎年度6月30日までに公表することが義務付けられています。なお、説明資料の23ページにあります「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、本日、議決をいただきました後、町のホームページで公開し、農水省に提出することになります。

説明資料の15ページをお開き願います。まず、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご説明いたします。

I 農業委員会の状況につきましては、2015年の農林業センサス及び各種統計調査から数字を記載しております。

1 農業の概要ですが、耕地総面積は3,110ha、経営耕地面積は2,655ha、総農家数は210戸、農業就業者数は427人でうち女性が197人と全体の46.1%、40歳代以下は129人で全体の30.2%です。また、認定農業者は139経営体と昨年度より4経営体少なくなっています。

2 農業委員会の現在の体制については、昨年度と変更はありません。

16ページをご覧ください。

事務局長 福田 孝幸

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1 現状及び課題ですが、平成31年3月末での担い手への集積率は92.2%となっており、課題については、記載のとおり、担い手の高齢化、後継者の不足により離農の増加が懸念される。また、離農者の農地活用、集積対策が今後課題でもあり、有効な対策になると思われます。

2 令和元年度の目標及び実績については、集積目標である2,910haに対して、集積の実績は2,907haと目標には届いていませんが、99.89%の達成状況になっています。

17ページをお開き願います。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。

1 現状及び課題ですが、28年度は1経営体の実績、29年度は実績がありませんでした。30年度は1経営団体の実績がありました。新規参入者の希望する農地や住宅、農業用施設が少なく、生産組合や指導農家などの地域との調整が課題となっています。

2 令和元年度の参入実績はありませんでした。

続きまして18ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価及び次のページ19ページのⅤ違反転用への適正な対応についてですが、現在、本町においては遊休農地は発生しておらず、違反転用についても事案はありませんでした。

20ページをご覧ください。Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ですが、1農地法第3条に基づく許可事務の処理件数10件、2農地転用に関する件数を2件、次のページ21ページには農地所有適格法人からの報告実績、22ページには、その他事務処理状況の公表等を記載しています。

続きまして、23ページをお開き願います。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明します。

Ⅰ 農業委員会の状況については、先ほど説明した、令和元年度の点検・評価の実績と同様です。24ページをご覧ください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、2の令和2年度の目標及び活動計画の集積目標ですが、年間の集積面積を8haとしました。これは、月形町農業委員会が策定した「月形町農業委員会農地等の最適化の推進に関する指針」の中で、平成29年度から平成34年度、元号が変わりましたので、令和4年度までの6年間で50haの集積を進める目標がありますので、単年度の目標値を8haに設定しています。1の現状及び課題の集積面積の欄につきましては、本年度から平成31年3月現在を記載することに変更となっております。管内の農地面積3,110haに対し16ページに記載の令和元年度集積面積実績2,907haを見ますと、集積率は93.47%となり、担い手に対する集積はほぼ完了していると考えられますので、高齢化等による離農者の農地活用、集積対策が今後の課題でもあり、有効な対策になると思われます。今後はその対策の検討も必要と思われます。

<p>事務局長 福田 孝幸</p>	<p>Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、2の令和元年度の目標及び活動計画ですが、本年度の新規参入目標数を1経営体としております。月形町新規就農者等支援協議会による新規就農者相談会への参加等により新規就農者の確保に努めたいと思います。</p> <p>25ページをお開き願います。</p> <p>Ⅳ 遊休農地に関する措置ですが、委員皆様のご協力を得ながら、農地パトロールによる利用状況の調査や、日々の地域での確認作業などで、本年度も遊休農地の発生防止に努めたいと思います。</p> <p>Ⅴの違反転用の適正な対応についてですが、こちらについても、委員の皆様の日頃からの地域での巡回が、発生防止には重要と考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 渡辺 祥紀</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。</p> <p>暫時休憩に入ります。(午後1時55分)</p> <p>休憩以前に戻り議事を再開いたします。(午後2時00分)</p> <p>質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑ございませんので、議案第21号について原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>以上で本総会に付議されました案件は、全て終了いたしました。</p> <p>会議を閉じます。これもちまして、令和2年第5回月形町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>皆様ご苦労様でした。(午後2時02分)</p>